

日中サービス支援型グループホームの運営状況について

◆日中サービス支援型グループホームの概要

- ・利用者に対し、共同生活住居において昼夜を通じた介護等の支援を提供する（利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げるものではない）。
- ・地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じるため、短期入所（空床型を除く）を併設する。
- ・主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者（日によって利用することができない障がい者を含む）であるが、障がい支援区分による制限は設けない。
- ・職員配置基準及び報酬単価 別紙 1 参照（ただし夜間支援等体制加算はない。）

◆日中サービス支援型グループホームの評価等について

日中サービス支援型グループホームは、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令に定められており、本市においては、新規指定後に開催される最初の協議会開催時に、当該グループホームの事業計画等について報告することとしている（別紙 2 参照）。

➤日中サービス支援型グループホームの概要

名 称：大阪発達総合療育センターグループホーム「きらり」
設置主体：社会福祉法人 愛徳福祉会
開 設 日：令和 4 年 8 月 1 日
利用定員：6 名（＋短期入所 1 名）

➤対象者・支援内容について

- ・主に重症心身障がい者を対象とし、医療的ケアを必要とする方の受け入れも行っている。
- ・利用者は現在 4 名。4 名のうち車いす利用者は 3 名、医療的ケアを必要とする方は 2 名おり、常勤看護師や訪問看護・訪問リハなど医療との連携体制を確保している。また、介護職員も喀たん吸引の実施ができるよう研修を修了し、利用者の健康管理に努めている。
- ・利用者の意向に沿って、グループホーム入居前に利用していた生活介護や移動支援等を継続しており、グループホームにおける日中支援では、ボッチャや散歩・買い物同行など、利用者の希望する支援の提供を実施している。
- ・同性介助を基本としており、夜間も含め対応できるよう体制を整えている。
- ・利用者の生活も落ち着いており、日中活動への意欲が高まる、利用者全員が希望するようになりボッチャの練習を重ね、地域の大会に参加するなど、充実した地域生活を送ることができるよう支援されている。

➤障がい支援課における確認について

別紙 3 のとおり

障がい者グループホームの職員配置基準

従業者	グループホーム類型		
	日中サービス支援型	介護サービス包括型	外部サービス利用型
世話人	常勤換算で、利用者数を 5 で除した数以上	常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上	
生活支援員	常勤換算で、次に掲げる数の合計以上 ①支援区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数 ②支援区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数 ③支援区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数 ④支援区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数		※外部事業者の介護サービス等を利用するため配置なし
夜間支援従事者	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間を通じて 1 人以上の夜間支援従事者を置く		
備考	世話人及び生活支援員のうち、1 人以上は常勤		

※ 管理者、サービス管理責任者の配置基準はいずれの類型も同じ。

障がい者グループホームの報酬単価の比較（例示）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）区分 6 1,105 単位
（※算定要件：世話人の配置 3：1 以上）
- ・ 介護サービス包括型共同生活援助サービス費（Ⅰ）区分 6 667 単位
（※算定要件：世話人の配置 4：1 以上）
- ・ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ） 243 単位
（※算定要件：世話人の配置 4：1 以上）

日中サービス支援型グループホームの評価等について

1 日中サービス支援型グループホームに対する評価等の流れ

- ・日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令において定められている。
- ・本市においては「大阪市地域自立支援協議会」において評価を行うこととする。
- ・事業者の指定から評価までの流れについては、次のとおりとなる。

(1) 指定を希望する事業者に対する評価等に関する説明

- ・指定を希望する事業者から、運営指導課に日中サービス支援型の指定に係る相談があれば、当協議会において毎年評価が行われることと、指定に当たり障がい支援課（必要に応じて運営指導課や当協議会も連携）において事前審査が行われることを説明する。

(2) 事業者の事前審査・指定

- ・当該グループホームの事業計画について、障がい支援課において事業者から聞き取り等を行い、審査のうえ内容に問題がなければ承認する。
- ・事前審査の結果を踏まえ、運営指導課において事業所の指定を行う。

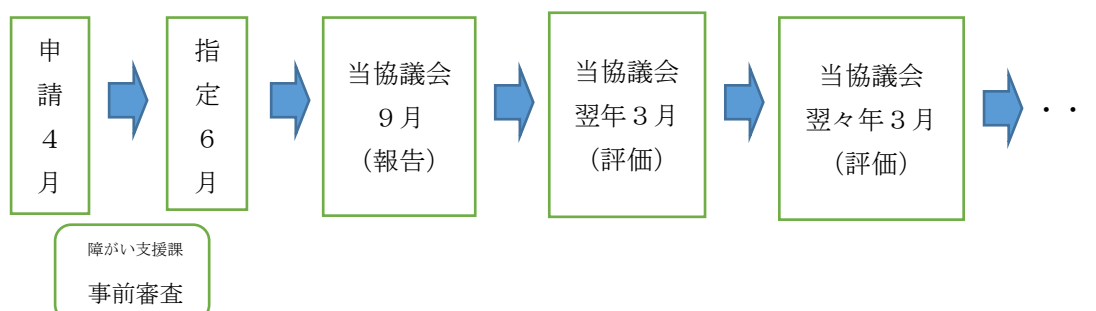
(3) 当協議会での新規指定に係る報告

- ・当協議会には、指定後に開催される最初の開催において、当該グループホームの事業計画と障がい支援課が審査した結果を報告する。事業計画について委員から意見があれば、その内容を事業所に伝え、事業計画の改善等を促す。

(4) 当協議会での評価

- ・その次に開催される当協議会において、指定時からその間の運営状況について事業者から報告を受け、評価（必要に応じて要望、助言等）を行う。
- ・以後は、1年毎に当協議会において評価を行う（問題があるホームの場合など必要に応じて1年後を待たず臨時に当協議会委員を招集して再評価を実施）。

【例】4月に指定申請があった場合の評価等のスケジュール



2 新規指定時の事前審査（障がい支援課において実施）

日中サービス支援型グループホームの指定を希望する事業者に対して、当該サービスの事業者としての妥当性について、障がい支援課（必要に応じて運営指導課や当協議会も連携）において次のとおり事前審査を実施する。

- ① 事業者において「事業計画シート」を作成
- ② 事業者から障がい支援課へ「事業計画シート」の提出
- ③ 障がい支援課において「実施前評価シート」を元に、事業者から事業計画等の詳細について聞き取り
- ④ 障がい支援課において、「指定時審査チェック表」を使用して「指定時審査項目の説明」の観点から、日中サービス支援型事業者としての妥当性を審査
- ⑤ 障がい支援課から事業者へ審査の結果を回答
- ⑥ 審査が認められた事業者は指定申請手続を進めていく

3 指定後の運営状況報告（当協議会での評価）

日中サービス支援型グループホームの指定を受けた事業者に対して、指定時からその間の運営状況について事業者から報告を受け、次のとおり評価（必要に応じて要望、助言等）を行う。

- ① 事業者において「事業報告シート」を作成
- ② 事業者から障がい支援課へ「事業報告シート」の提出（障がい支援課において内容確認（日々の支援状況等））
- ③ 「事業報告シート」の内容について、障がい支援課から自立支援協会での説明を行う。
- ④ 「事業報告シート」の内容について、委員による評価を行う。
（※「事業運営評価シート」、「事業運営評価項目のチェックポイント」を参考とする）
- ⑤ 評価内容に基づいて、「事業運営評価シート」を障がい支援課で作成
- ⑥ 「事業運営評価シート」の内容を事業者に送付

日中サービス支援型共同生活援助 事業運営評価項目のチェックポイント

1 本サービス類型に対する理解

①日中サービス支援型が設けられた趣旨について、正しく理解している

- ・日中サービス支援型が、障がい者の重度化・高齢化に対応するために設けられたサービス類型であることを理解し、指定申請理由が、単に「報酬単価が他の類型よりも高額であるから」等ではなく、重度障がい者や高齢障がい者等の受け入れを意図としたものであることを確認する。
- ・介護サービス包括型との制度や報酬単価・加算の違いが理解出来ているのか、それぞれの収支シュミレーションをしているのか、そのうえで日中サービス支援型を希望しているのかを確認する。

②日中は住居外の社会資源を利用して入居者の支援を行うことが基本であり、住居内で支援が完結することは例外的な対応であることを理解している

- ・グループホームにおける支援は、利用者に対して地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保するものでなければならず、入居者の生活が事業者の都合により安易に住居内で完結したものとならないよう、住居内で支援が完結することはあくまでも例外的な対応であること（可能な限り日中は住居外で生活してもらうべき）を理解していることを確認する。
- ・移動支援や行動援護、同行援護、重度訪問介護などの利用の意向についても確認し、個々の入居予定者の必要に応じて利用を促す。

2 本サービス類型による指定の必要性

①他のグループホーム類型ではなく、日中サービス支援型による指定を必要とする理由がある

- ・外部の日中活動サービス等を利用することができず、日中を住居内で過ごさざるをえない入居予定者がいる等、本サービス類型による指定を必要とする理由を確認する。
- ・入居者が「日中活動に通えない、あるいは外に出れない理由」について、障がい種別、障がい程度、支援区分、障がい状況等から個々に確認する。

3 住居内で提供する日中サービス

①日中サービスの提供計画の内容が妥当である

- ・日中の時間帯に住居内で提供されるサービスの種類や内容、提供する時間帯等に関する計画が、妥当なものであることを確認する。
- ・妥当ではない場合の例：必要と思われるサービスが提供されていない、支援が提供されない時間帯が生じている等。

②日中サービスを実施するために必要な職員体制が確保されている

- ・（基準省令に定める本サービス類型の人員配置基準をクリアしていることは前提として）予定している日中サービスの提供にあたって必要となる人員（人数及び職種）が確保されていることを確認する。
- ・確保されていない場合の例：日中はリハビリ的なサービスを提供する計画であるが、必要な人数の理学療法士や言語聴覚士等が確保されていない。

③日中サービスを実施するための場所や必要な設備が確保されている

- ・（基準省令に定める本サービス類型の設備基準をクリアしていることは前提として）予定している日中サービスの提供にあたって必要となる住居内のスペースや設備が確保されていることを確認する。
- ・確保されていない場合の例：日中はリハビリ的なサービスを提供する計画であるが、十分な広さのリハビリ室や、リハビリ器具等が確保されていない。
- ・日中、外に出ない人が多いところでは、日中も居室内のみで過ごすことにならないよう、日中過ごせる交流スペースをしっかりと確保するつもりかも併せて確認する。

4 地域生活の支援

①入居者が充実した地域生活を送ることができるよう、地域との交流につながる取り組みがある

- ・入居者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないと基準省令に定められており、入居者の生活が住居内で完結しないよう、地域との交流につながる取り組みがあることを確認する。
- ・移動支援等の外出介護、重度訪問介護の利用が個々の障がい状況、ニーズに応じて適切に考えられているか確認する。

5 入居者の健康管理

①入居者の健康状態の変化を把握できるよう、医療機関との連携がある

- ・入居者が重度・高齢障がい者であることや、住居内で生活が完結すること等から、他のサービス類型以上に入居者の健康状態に対する配慮が必要と考えられるため、入居者の健康状態の変化を把握するための医療機関との連携があること、また、外出できない場合は、どのように健康状態を確認するのか。例えば、訪問診療・訪問介護・訪問リハ等を利用しているかを確認する。
- ・また、医療的ケアを要する人がおられる場合は、医療的ケアが提供できるスタッフやヘルパー、医療の利用が多い人がおられる場合は、医療と連携できるスタッフが配置されているか確認する。

6 計画相談との連携

①入居者に対するモニタリングが適切に実施されるよう、指定計画相談支援事業所との連携がある

- ・日中サービス支援型においては、入居者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間が、他のホーム類型よりも短く3か月間とされており、またホームを運営する事業者と計画相談の事業者とは異なることが望ましいとされているため、入居者の意思確認が適切に実施されるよう、指定計画相談支援事業所との連携がされているかを確認する。
- ・指定計画相談支援事業所が、ホームを運営する法人と同一である場合は、異なる法人の事業所と連携するよう促す。

7 定員規模

①定員が10名以内である

- ・基準省令上は1つの建物への入居を20名まで認められているが、本市の障がい者グループホームの取扱い方針に従い、10名以内の定員で運営することを確認する。
- ・障がい者や高齢者の入所施設、高齢者のグループホーム、病院等との併設や合築等により、大規模で施設化した運営となっていないことを確認する。

日中サービス支援型共同生活援助 事業運営評価シート

別紙3

自立支援協議会開催日： 令和5年3月13日

法人名：社会福祉法人 愛徳福祉会

事業所名：大阪発達総合療育センター グループホーム きらり

評価項目	チェック	確認内容
1 本サービス類型に対する理解		
① 日中サービス支援型が設けられた趣旨について、正しく理解している	■	・主に重症心身障がい者を対象としたグループホームで、医療的ケアを必要とする方など重度障がい者の受け入れを意図したものであることを確認。 ・重度障がい者の支援を行うにあたり、手厚い職員配置が必要であることから世話人の配置を3対1としている。日中サービス支援型での報酬に係る評価があることを把握しており、また、利用者の希望に応じ、日中をグループホーム外で過ごすことの支援も行うが、その場合の報酬単価についても理解している。
② 日中は住居外の社会資源を利用して入居者の支援を行うことが基本であり、住居内で支援が完結することは例外的な対応であることを理解している	■	・利用者の意思を尊重し、可能な限り日中はグループホーム外で生活することを理解しており、日中活動サービスや移動支援などを利用した外出支援等を活用していることを確認。
2 本サービス類型による指定の必要性		
① 他のグループホーム類型ではなく、日中サービス支援型による指定を必要とする理由がある	■	・重症心身障がい者や医療的ケアを必要とする重度障がい者が入居しており、体調等により日中活動サービスの利用ができず、日中もグループホーム内での支援を必要とする方がいることを確認。 ・手厚い職員配置により、医療的ケアを必要とする方に対する日中の支援も適切に実施されている。
3 住居内で提供する日中サービス		
① 日中サービスの提供計画の内容が妥当である	■	・日中をグループホーム内で過ごされる場合において、利用者の希望に応じてサービス提供を行っていることを確認。
② 日中サービスを実施するために必要な職員体制が確保されている	■	・日中をグループホーム内で過ごされる場合においての支援体制としては、常勤看護師の配置も含め、必要な体制が確保されていることを確認。
③ 日中サービスを実施するための場所や必要な設備が確保されている	■	・日中サービスとして、レクリエーションを実施する際はリビングを活用していることを確認。

4 地域生活の支援		
① 利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、地域との交流につながる取り組みがある	■	・移動支援等による外出支援や定期的な外泊など、利用者の意向に沿った支援が行われていることを確認。 ・また、地域でポッチャ大会が開催された際には、利用者の希望に応じ、大会に出場。
5 利用者の健康管理		
① 利用者の健康状態の変化を把握できるよう、医療機関との連携がある	■	・医療的ケアを必要とする入居者のバイタル確認など、常勤看護師を配置し、日々の健康管理を行っていることを確認。 ・熱発など著変があった際にはかかりつけ医と連携を取りながら対応している。また、個々の状況に応じ、訪問看護や訪問リハ等との連携も実施されていることを確認。 ・介護職員については、全員、喀痰吸引研修を修了しており、たん吸引や胃ろう注入は職員が実施できる体制であることを確認。
6 計画相談との連携		
① 入居者に対するモニタリングが適切に実施されるよう、指定計画相談支援事業所との連携がある	■	・適宜、計画相談支援事業者と連携しており、モニタリング実施に加え、通所先で著変があった際や、入居者から新たな日中活動事業の利用希望が出てきた際には密に連携しながら対応していることを確認。
7 定員規模		
① 定員が10名以内である	■	・定員は6名（＋短期入所1名）
8 前回の大阪市地域自立支援協議会からの要望・助言等への対応		
① 要望・助言等への対応がある	■	・前回の協議会において懸念事項として意見のあった夜間支援の体制やグループホーム内での利用者へのサービス提供体制の確保等については、新規指定時の計画通り体制等の確保が整えられていることを確認。